

京 都 大 学 民 間 等 共 同 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究料)</p> <p>第8条 民間等共同研究員は、研究料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の研究料の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 研究期間が6月以内の場合 <u>210,000円</u></p> <p>(2) 研究期間が6月を超え1年以内の場合 <u>420,000円</u></p> <p>(3) 研究期間が1年を超える場合 前号の額を年額とし、当該研究期間に応じた年額及び第1号又は前号の額を合計した額</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (後 略)</p>	<p>(研究料)</p> <p>第8条 民間等共同研究員は、研究料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の研究料の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 研究期間が6月以内の場合 <u>216,000円</u></p> <p>(2) 研究期間が6月を超え1年以内の場合 <u>432,000円</u></p> <p>(3) 研究期間が1年を超える場合 前号の額を年額とし、当該研究期間に応じた年額及び第1号又は前号の額を合計した額</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>